

町道王寺2号線（久度大橋）及び南駅前広場の イルミネーション設置委託業務特記仕様書

1. 業務名

町道王寺2号線（久度大橋）及び南駅前広場のイルミネーション設置委託業務

2. 契約期間

契約締結日～令和4年11月30日（水）

3. 本仕様書の位置づけ

- (1) 町道王寺2号線（久度大橋）及び南駅前広場のイルミネーション設置委託業務特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、王寺町（以下「本町」という。）の実施する「町道王寺2号線（久度大橋）及び南駅前広場のイルミネーション設置委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、監督員の指示による。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、本業務を遂行しなければならない。

4. 業務の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い落ち込んだ地域経済の回復の一助となるよう、イルミネーションの設置により、おもてなしの空間を形成し、王寺駅周辺の活性化を図ることを目的とする。

5. 業務の内容

本業務の内容は下記のとおりとする。

(1) デザイン考案

① コンセプト

本仕様書「4. 業務の目的」を踏まえ、イルミネーションのコンセプト及びデザインを考案し、発注者に提案するものとする。

② 使用部材

LEDタイプで、15,000球以上使用すること。

華美になりすぎず落ち着いたデザインにすること。（色の指定なし）

屋外に常時設置するため、耐久性を考慮したものとする。

(2) 撤去・設置

① 現地調査

受注者はイルミネーションの設置箇所（別紙1、別紙2参照）に関して現地

調査を実施し、本仕様書「4. 業務の目的」に合致した施工が可能であるか等を確認し、作業員の配置計画等の実施計画を作成し、発注者に提出するものとする。

② 既設イルミネーションの撤去

町道王寺2号線（久度大橋）及び南駅前広場に設置しているイルミネーションを撤去する。なお、撤去に伴い発生した廃棄物等は適切に処理すること。

③ 町道王寺2号線（久度大橋）及び南駅前広場のイルミネーション設置

王寺駅南口につながる階段を含む、約110mの歩道及び南駅前広場にイルミネーションを設置する。なお、10月21日（金）～10月28日（金）の間に試験点灯を行い、発注者によるデザイン等の仕上がり及び安全確認を受けること。指摘箇所があった場合には、修正のうえ必ず再度、上記期間中に発注者による確認を受けること。

④ 報告書作成

受注者は、本業務の成果品として、報告書を作成するものとする。

⑤ 施工に際しての注意点

1. 装飾や配線等は、歩行者等の支障とならないようにすること。
2. 設置作業等により第三者及び既存設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任において速やかに処理すること。
3. イルミネーションの電源については、久度大橋南側に設置されている電源及び南駅前広場の植え込みに設置されている分電盤から電源確保を行うものとする。

6. 成果品及び権利

本業務により得られた成果品及び権利は、全て本町に帰属するものとする。

7. 提出図書

(1) 成果図書の提出

受注者は、次に掲げる成果図書について、監督員の指示に従い提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----|
| ① 業務報告書 | 1部 |
| ② 業務実施記録写真 | 1式 |
| ③ 上記関連電子データ | 1式 |
| ④ その他関係資料等（データ含む） | 1式 |

8. 留意事項

(1) 業務の進め方

- ① 本業務の遂行にあたっては、契約締結以降、進め方や資料確認など適宜、十分な打合せを行いながら、業務を進めていくものとする。
- ② 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、本町と協議し、承認を得ること。

(2) 個人情報の保護・秘密保持

- ① 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、王寺町個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ② 本業務の遂行上知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。また、契約の終了または解除後も同様とする。

(3) 成果品

- ① 成果品（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本町の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ② 本業務の遂行のために本町が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- ③ 本町は、いつでも受注者に対して、個人情報に関わる管理状況等を監査する権限を有するものとする。本町が、受注者に対して個人情報保護に関する監査を実施する場合、本町に協力しなければならない。

(4) その他

① 再委託の禁止

本業務の受注者は、本業務の全部または主要な部分を第三者に再委託することはできない。

1. 本業務の一部を再委託しようとする場合は、書面にて、事前に再委託業務範囲、内容及び第三者の業者名を明記し、本町に提示し、承認を得ること。また、承認の際に第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。
2. 再委託の範囲及び内容は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決すること。
3. 再委託する場合、第三者も受注者と同等の責任を負う。

② 準拠法令

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令及び条例等に準拠し、最新版の図書を参考にして実施するものとする。

- ・ 王寺町契約規則
- ・ 王寺町会計規則
- ・ 王寺町個人情報保護条例
- ・ その他関係法令等

③ 業務体制等

1. 受注者は、本業務着手前に、以下に掲げる書類を本町に提出し、承認を得るものとする。
 - ・着手届
 - ・業務履行体制表
 - ・業務計画書
 - ・業務工程表
 - ・その他本町の指示により提出を求められた書類
2. 本業務上必要な官公庁、その他関係機関等への手続きが発生する場合は、全て受注者の負担でその一切を行うこと。
3. 本業務に際して使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利に関しては、受注者において、使用許可を得ることとし、第三者の知的財産（著作権、意匠権、商標権、特許権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任、費用負担を負うこと。

④ 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。

⑤ その他特記事項

1. 本業務の実施にあたっては、第三者に迷惑を及ぼさないように配慮するものとする。
2. 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

9. 図面等（提供する図書等）

(1)町道王寺2号線（久度大橋）図面データ（pdf形式）

1式